

令和5年1月吉日

支部会員 各位

名古屋税理士会昭和支部
支部長 佐藤 彰洋
広報担当副支部長 土屋 広高

支部報郵送希望に関するご案内

平素は支部の会務運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年1月発行の支部報巻末でもご案内しました通り、これまで全会員に対して郵送しておりました支部報について、E-mailにより通知（電磁的方法により通知）し、支部HPで閲覧することとさせていただきたく皆様のご了承のご確認をさせていただくこととなりました。新しい方式については、次号3月1日発行号（286号）より開始する予定となっております。

ご了承いただける方は特に手続きは必要なく、ご了承いただいたと扱わせていただきますが、従前どおり、支部報の郵送をご希望の方は下記の事項をご記入の上、支部事務局までファックスを送信下さい。送信期限は令和5年2月13日（月）までとなります。

郵送を廃止される方は、今後支部HPで支部報をご確認下さい。支部報は現時点においても支部HPで閲覧いただくことが可能となっております。

昭和支部事務局 F A X 0 5 2 - 8 7 2 - 6 3 0 1

私は、支部報について郵送による方法を希望します。

登録番号 _____ 会員氏名 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

※返信期限 令和5年2月13日（月）

（注）HPで閲覧することをご了承いただいた方は返信不要です。